

令和3年度 政策討論会 第一分科会（第6回）要点記録

日時 令和3年12月22日（火）10:00～10:50

場所 議会会議室

出席者 友永 修（座長）

今口 千代子（副座長）

田中 市子

堂本 啓祐

殿本 マリ子

南 加代子

西田 武史

河合 馨（座長、副座長以下は議席番号順）

議事内容

討論テーマ「市民センターの役割について」

＜各議員の発言要旨＞＊順不同

メンバーから提出された提言案をたたき台として、意見交換を行った。

●これまで述べてきた内容を取りまとめ、提言案として提示した。

市民センターは、現在本庁で検討を行っている総合窓口のお手本でもあるが、そこでも取り扱えない業務をIT化する事により、市民サービスの向上にもつながる。また、公民館運営に関しては、もっと担当部署間の協力体制を強化する必要性が見受けられる。これについては公民館をコミュニティセンター化する事により、より運営内容が強化されると思われる。

●提言案の提言2について、他部局間の連携が不十分であるという点では同意する。

しかし、公民館については、適正化の対象となっていることや「生涯学習実施計画」も策定されたところであるため、現時点でのコミュニティセンター化は全体構想の中で性急であり、無理がある。また、社会教育の場としての役割という面からも変更すべきでないと考える。また、公民館利用料が受益者負担となつてからは民間営利団体などを含め貸館対象も広がっており、その点でもコミュニティセンター化する必

要性は感じない。連携強化のための手法として、コミュニティセンターへの変更を提案されているのだと思うが、この部分については同意できない。

●庁舎建て替えを前提に IT 化することにより、現在での公民館や市民センターでの今の業務をどれだけ効率化できるかを考える必要がある。

・新庁舎建設に向けて設計などの議論が進むと同時に市民センター、公民館業務を並行して考える必要がある。

・コミュニティセンター化するにあたってメリット、デメリット、地域性などを考えて取り組まなければいけない。

●現状と課題として、次の 4 点①職員の適正配置と専門スキルの向上、②他部局間の連携の強化、③市民相談に対応するコンシェルジュの配置、④IT 化の準備及びコンビニ交付の周知拡大に取り組んでいくという点では、市民センター・公民館の充実のために必要であると思う。

現在の公民館のあり方をコミュニティセンターに変更してはどうかとの提案があるが、変更については、まだ十分納得できない。

●今後の市民センターのあり方を検討する上で考慮すべき事項として①行政手続きのオンライン化、②新庁舎建設を見据えた窓口業務の改善（総合窓口化）がある。

①の行政手続きのオンライン化について、国は、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、各自治体にも 2022 年度末を目指して、全自治体にもマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする体制がとれるよう取り組みを支持している。

行政手続きのオンライン化によって、受付や証明書発行等の定型的な業務は、少子高齢化の進行と相まって利用者数が減少することが予測でき、今後市民センターに求められる役割としては専門的な見地から地域の相談に応じることではないかと思う。

具体的には、高齢者等、オンライン化に対応できないいわゆるデジタルデバイド層への相談、介護関係、子育て関係、障がい者支援関係等であり、これらは今、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所等がその役割を担っているが、市民の利便性向上のためにはこれらの機能を市民センターに集約することも検討すべきではないかと考える。

また、②新庁舎建設を見据えた窓口業務の改善では、その改善項目の一つに窓口業務のアウトソーシング化がある。窓口業務の改善は新庁舎建設を待たずにできることから実施に移していくとのことだが、本庁でフロント業務のアウトソーシング化が実施される場合には、各市民センターも窓口業務をアウトソーシング化し、本庁との連携を図るのが効率的だ。

さらに、行政手続きのオンライン化の進行や、人口減少が進むことを想定した場合、現行5箇所の市民センターの配置が適正なのか、特に行政窓口機能が本庁の他に5箇所も必要なのかも検証しなければならない。

・市民センター公民館機能のコミュニティセンター化については、市民センターの貸館業務をさらに幅広い需要に対応できるようにするため、短絡的に社会教育法の規制から外してはどうかとの意見があるが、下記の理由から慎重に検討すべきと考える。

1) 社会教育法は社会教育・生涯学習推進のために公民館の役割を定めた法律だが、その第23条には「もっぱら営利を目的とした事業」を公民館で行うことを禁じている。

しかし、本市では令和2年度より受益者負担制度を導入したことにより、市内外の居住者や一般の法人に対しても館の貸し出しを認めるなど、以前と比べて利用者の範囲を広げ、柔軟に対応している。また社会教育法に示す「もっぱら営利を目的とする」という文言の解釈も時代に応じて変化するものであり、あえて社会教育法の規制を外す必要性は見当たらない。

2) 社会教育法の規制を外すということは、公民館組織から外すということである。現行の市民センターは、基幹公民館として子公民館（各地区公民館）を傘下に持ち、子公民館の予算執行権限を持っている。公民館組織から外すとなると大きな組織改革が必要となる。

3) 現行公民館は実質的には既に地域のコミュニティセンターとして機能している。人員的には少ないながらも、公民館組織の社会教育指導員が市民センターの社会教育の進め方についても指導している。

仮に、市民センターが公民館組織からはずれ、市長部局に入ったとしても現状と同様の社会教育指導体制が維持できるのか疑問がある。

●公民館は利用者拡大につなげる事を考えねばならない。その上で現在はどういう効果があったのか、それと合わせ社会教育という観点から、生涯学習課と教育委員会がもっと連携を図るべきと思う。また、民間委託した図書館の意見や利用に関する効果はどうなのか、官民連携をどのように活かしていくのか、この点を踏まえ検討すべきだ。

●第1分科会の提言として討論を進めている中、庁舎建設は令和10年度が目処であり、IT化もまだ時間が要する現状の中、「富士通総研の総合窓口調査」もあと1年後になるので、むしろ政策討論でのテーマのまとめとして、問題提起することが重要である。

参考にするかしないかは、理事者側でしっかり受け止めて貰うべきである。

座長より、まとめと今後の進め方について

●9月の政策討論会で、各議員から課題抽出された。課題は、大きく分けて4点挙げられた。

- 1.職員の適正配置と専門スキルの向上
- 2.他部局間の連携（併設する公民館）
- 3.様々な市民相談への対応
- 4.取り扱い事務のICT化

課題解決に向けての本市のあるべき姿について、10月の討論会で意見が出された。そのほとんどが、現状の職員数の見直しに触れた意見だった。そこで、職員数に関する意見を提言に入れたいと思うが、具体的な職員数を提言する事は、岸和田市議会議員政治倫理条例第3条に抵触する可能性があることから、第一分科会の提言としての表現は、「必要な職員数の適正配置」としたいと思う。

また、専門スキル・専門性を高めることで処理時間や対応力の向上が見込めること、ICTの導入により、オンライン窓口など事務処理のICT化で取り扱い事務の拡充も見込めることなどが課題解決への意見として挙げられた。この趣旨の内容を提言に入れたいと考えている。

他部局間の連携については、前回、生涯学習課を招聘し公民館に関わる説明を受けたが、その上で、他部局間の連携と、本市のあるべき姿について、それぞれの意見を出し合いたいと思う。

本日出していただいた意見とこれまでのまとめとを重ね合わせ、正副座長で提言書（案）を作成しお示しさせていただく。

・ 次回の討論会日程は、1月17日（月）10：00～ 第1委員会室